

美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、津山圏域消防組合、真庭市消防本部及び美作市消防本部が共同で運用する高機能消防指令センターを更新整備し、火災等の災害による被害の軽減、救命率の向上、災害情報の共有化による連携機能の強化、合理的かつ迅速な部隊運用等、総合的な消防力の向上を図り、住民の生命・財産の保護に寄与するため、通信指令業務の円滑な運用を実現する最新の情報通信技術・機能を備えた「美作地区消防指令センター高機能消防指令システム」を構築することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務

(2) 業務内容

津山圏域消防組合が発注する、美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務(以下「本業務」という。)について、通信指令業務及び同業務を行う設備並びにこれらの付帯設備の調達、据付及び調整等を行う。

詳細は、別添「美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務 発注仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 提案上限額

949,104,640円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(5) 事業担当課

津山圏域消防組合消防本部

ア 郵便番号 : 708-0822

イ 住所 : 岡山県津山市林田95

ウ 担当 : 総務課

エ TEL : 0868-31-1119

オ FAX : 0868-25-2818

カ 電子メール : fdso7@119tsuyama.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、委託業務の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 津山圏域消防組合(以下「本組合」という。)、真庭市、美作市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 法令等に違反していないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (8) 暴力団対策法第 2 条及び第 3 条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。
- (9) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (10) 過去に複数の消防本部が共同で運用する、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センター(Ⅱ型以上)の構築業務を元請業務として履行完了した実績があること。

4 申請手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、津山圏域消防組合契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること

ア 参加表明書(様式第 1 号)

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第 2 号)

ウ 委任状(必要に応じて。様式第 3 号)

エ 法人の国税の納税証明書の写し
(令和 2 年 4 月 1 日以降証明分)

オ 法人の岡山県税の納税証明書
(令和 2 年 4 月 1 日以降証明分)

カ 法人の市税の納税証明書の写し(津山市に納税が必要な場合のみ)
(令和 2 年 4 月 1 日以降証明分)

キ 登記事項証明書(現在事項証明)の写し
(令和 2 年 4 月 1 日以降証明分)

ク 財務諸表の写し(直近決算のもの)

ケ 営業実績書(様式第 4 号)

コ 会社概要(様式第 5 号)

サ 同種業務の実績を証する契約書の写し(必須)

(2) 提出期限及び提出方法

令和3年4月1日(木)から令和3年4月15日(木)17時まで(必着)
持参または郵送(書留又は簡易書留)によること。なお、郵送の場合到着確認を行うこと。また、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出場所

前記2(5)の事業担当課

(4) 参加表明の辞退

「参加表明書」(様式第1号提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式第6号)を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、参加資格確認結果通知書(FAX及び郵送)により通知する。

5 設計図書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる光学メディア(CD-ROM)を持参すること。

(1) 場所

2の事業担当課

(2) 期間

令和3年4月1日(木)から令和3年4月15日(木)17時まで

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

(1) 「質問表」(様式第7号)に質問事項を記入の上、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、質問者から本組合担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

※ 電話や訪問等、質問表以外の方法での質問は受け付けない。

※ 質問事項の記入にあたっては、提案実施要領・仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

(2) 提出期間

令和3年4月1日(木)から令和3年4月6日(火)12時まで

(3) 提出先

前記2(5)の事業担当課

(4) 回答方法

令和3年4月12日（月）17時（予定）までに、津山圏域消防組合のホームページ上で公表する。

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

参加する者が1者となった場合、評価点数が満点の6割以上の得点がなければ契約候補者として認めないものとする。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル審査書類提出書（様式第8号）

イ 業務実施体制及び技術者調書（様式第9号 配置予定技術者全員を記載すること。）

ウ 業務実施工程表（様式は自由。主要なマイルストーンを記載すること。）

エ 企画提案書

(ア) 「美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」（以下、「評価基準」という。）の評価項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景等を明確に示すこと。

(イ) 発注仕様書は、本組合が求める機能の大要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、発注仕様書に記載してある機能等の実現内容（代替提案を含む。）、発注仕様書に記載のない機能の提案（追加案等）について記載すること。

(ウ) 提案書の内容は、提案者が実現できる範囲で記載すること。

(エ) 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受注者の負担となるため、発注仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。

(オ) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。

(カ) 提案上限額（2(4)）の範囲内での提案とすること。

(キ) 参考資料の添付は認めない。

(ク) ページ番号を付けること。

(ケ) 言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。

(コ) 用紙の大きさはA4判（縦）とし、表紙、裏表紙を除き両面印刷で50頁以内とする。（白紙面を1頁と数える。）

なお、A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。

（A3判1頁はA4判2頁と数えることとするが、白紙面については頁数に算入しない。）

- (㉞) 企画提案書等には、提出時の表紙、裏表紙及び見積書を除き、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- (㉟) 企画提案書には以下の事項についての提案を含め簡潔に記載すること。詳細は、評価基準を参照すること。
 - a 構築業者に関する要件
 - b システムの移行に係る要件
 - c システムの機能に係る要件
 - d 経済性に係る要件
 - e 研修に係る要件
 - f 運用・維持管理に係る要件
 - g その他提案
- (㊱) 提出された企画提案書の内容について、本組合が問い合わせを行う場合があることを了承すること。

オ システム要求水準書（様式第10号）

カ 性能要件表（様式第11号）

キ 見積書（表紙）及び見積内訳書（様式第12号、様式第13号）

- (ア) 初期導入費に係る見積書の様式は、様式第12号及び様式第13号を使用すること。
- (イ) 保守費（10年間）に係る見積書の様式は自由とする。10年間の保守費用をそれぞれ年度別に計上すること。当該項目に対する費用が発生しない場合は、空欄とせず、0（ゼロ）を記入すること。
- (ウ) 見積内訳書については、本体価格（消費税及び地方消費税を除く）を明記すること。

ク 発注仕様書（案）

発注仕様書は選定事業者と協議により決定するが、短期間で仕様協議を行う必要があることから、提案内容が全て採用されることを前提とした発注仕様書案（別紙・別冊を含む）を作成・提出すること。発注仕様書の文章を変更する場合は、元の文章に取り消し線を加える等、変更前後が分かるようにすること。

なお、発注仕様書（案）と要求水準書（様式第10号）の記載内容に著しく相違がある場合は、契約候補者と認めない。

(2) 提出部数

ア 正本 : 製本1部（要押印）

イ 副本 : 製本20部

ウ 企画提案書等電子媒体（CD-R） : 1部（PDFファイルとすること）

※ 概要版を提出する場合は、20部提出すること。

※ 概要版はプレゼンテーション当日に提出することでも差し支えない。

※ 「参加表明書」（様式第1号）を期限までに提出していない事業者からの提出は受け付けない。

(3) 提出期限及び提出方法

令和3年4月27日(火) 12時まで(必着)

持参または郵送(書留又は簡易書留)によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。また、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出先

前記2(5)の事業担当課

(5) その他

ア 企画提案書は1者1提案のみとし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出書類については、簡単に取り外しができるクリップ留め又はファイル綴じ等によるものとする。こと。(ホチキス及びのり付けの製本は避けること。)

ウ 提出された提案書等は、関係部署及び現在実施している高機能消防指令センターシステム調達支援業務委託の受託業者とも共有する。

エ 提案書等を提出しない者については、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

10 選考

選考は審査委員会において、提案内容について審査し、提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として決定する。また、次点交渉権者も併せて決定する。

企画提案書に記載の企画内容と、見積書に記載の価格を総合的に評価する。なお、評価は企画内容及び価格を数値化して採点し、合計得点によって順位付けする。

※ 合計得点在同一である場合は、企画内容の評価がより高いものを優先して選定する

(1) 評価の方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき提案内容を評価採点し、優先交渉権者を選定する。

※ 優先交渉権者が何らかの理由で契約が不可能となった場合は、次点交渉権者から繰り上げて交渉を行うことがある。

※ 提出された全ての提案が本組合の定める基準を満たさないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

(2) プレゼンテーションの内容及び日時等

ア 実施内容

企画提案説明に20分、質疑応答に30分の、計50分とする。(予定)

イ 開催日時

令和3年5月11日(火) (予定)

ウ 実施場所

津山圏域消防組合 4階講堂

エ 注意事項

(ア) 正式なプレゼンテーション日時等については別途通知する。

- (イ) 開始20分前に集合場所へ到着すること。集合場所については別途通知する。
- (ウ) 準備時間は開始10分前からの10分間とする。
- (エ) 説明は本業務委託の主担当者が実施すること。
- (オ) 本組合ではスクリーン及び電源を用意する。それ以外に必要な機材等は持参すること。
- (カ) 提案書等の記載内容以外については説明してはならない。
- (キ) プレゼンテーションには、業務実施体制及び技術者調書(様式第9号)に記載してある者の中から最大4名まで出席できる。なお、様式第9号の責任者は必ず出席すること。
- (ク) プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合は失格とする。

(3) 評価結果通知

評価終了後、評価結果を津山圏域消防組合のホームページ上で公表する。

※ 評価結果に関する質問は受け付けない。

ア 通知時期

令和3年5月14日(金) (予定)

(4) 優先交渉権者との協議

選定した優先交渉権者と、仕様、範囲、体制、役割等について速やかに協議のうえ、受託事業者とする。優先交渉権者との協議が調わない場合は次点交渉権者と協議を行う。

11 日程

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 公募期間 | 令和3年4月 1日(木)
～令和3年4月15日(木) 17時まで |
| (2) 質問受付締切 | 令和3年4月 6日(火) 12時まで |
| (3) 質問回答(ホームページ) | 令和3年4月12日(月) |
| (4) 参加表明受付期限 | 令和3年4月15日(木) 17時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知送付
(FAX及び郵送) | 令和3年4月20日(火) |
| (6) 提案書提出期限 | 令和3年4月27日(火) 12時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和3年5月11日(火) |
| (8) 評価結果通知(ホームページ) | 令和3年5月14日(金) |

12 契約方法

提出された提案書等の内容に基づき、本組合と優先交渉権者にて仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、優先交渉権者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、次点交渉権者が優先交渉権者に繰り上がり契約交渉を行うものとする。

契約手続き及び契約書は、本組合の定めるところによる。

13 情報公開

プレゼンテーション審査の結果については、津山圏域消防組合のホームページ上で公表する。公表する内容は以下の通りである。

- (1) 最優秀提案業者名（最優秀提案業者以外の者は、仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山圏域消防組合情報公開条例（津山市情報公開条例準用）の規定により、開示することで、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがある内容は開示しないものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 本組合が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的に利用しない。
- (5) 審査等の事務で必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (6) 提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (7) 本件において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (8) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (9) 評価結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (10) 企画提案書の作成過程等において入手した組合独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないこと。
- (11) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ア 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - イ 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
 - ウ 企画提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの。
 - エ プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
 - オ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
 - カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
 - キ 見積書（様式第12号）の金額が、提案上限額を超過したもの。

以 上